

韓国 個人留学 申込条件書 (サポートサービス約款)

(1) システムの定義

第1条 毎日エデュケーション（以下「当社」）の韓国個人留学サポートサービス（以下、「当サポートサービス」）は、韓国への留学を希望される方のために、入学手続代行料を申し受けることによって、留学先として希望する学校（以下「学校」）に対する入学申請手続を代行し、かつ出発に際しての情報提供などを行うものです。なお、当サポートサービスは、課程修了、学位取得、資格取得などを保証するものではありません。

第2条 当サポートサービスが取扱う対象は、韓国語の語学研修を目的とした留学とします。

第3条 手続代行を行なう学校の研修は各学校が独自に企画、運営するものであり、当社が自ら研修を企画し、また運営を行なうものではありません。

(2) 個人留学の種類

第4条 当サポートサービスにおいては、留学の地域、期間、研修の形態などにより、個人留学を以下の通り分類し、その種類ごとに入学手続代行料を規定します。

- ① 学校の規定コースに参加する場合で、留学期間が1学期（3カ月）以上にわたる場合を「長期留学」、1学期未満の場合を「短期留学」と呼びます。なお、留学期間を区別しない場合は「韓国留学」と総称します。
- ② 先生1名 生徒1名で行う授業形態を「個人レッスン」と呼びます。

(3) 提供するサービス

第5条 当サポートサービスが、当サポートサービスにお申し込みになられた方（以下「お客様」と呼びます）に対して提供する入学手続代行サービスは、学校への入学申請書類の送付、出願料・デポジット等の送金（それが必要な場合）、入学許可書等の受け取り、滞在先手配、渡航滞滞に関する情報の提供です。「個人レッスン」の場合は、レッスンの手配も含みます。

第6条 滞在先事前手配を別途契約いただきます。なお、お客様が独自に宿泊施設を手配し、これに起因するトラブルが発生した場合において、当社は一切の責任を負いません。また、当該トラブルにより当社が損害を被った場合においては、お客様に損害賠償を求めることがあります。

第7条 事前滞在先手配において、滞在先手配希望書を記入いただきますが、下宿ならびにホテルにおける部屋の指定はできません。

第8条 当サポートサービスによる留学にはアドバイザーの同行はありません。

第9条 留学開始後に留学期間の短縮、延長を希望される場合は、現地に於て当該校の同意を得た上でお客様が手続を行なうものとします。

(4) お申込みの条件

第10条 当サポートサービスにお申込みになることができるのは、原則として韓国語の語学研修を目的とする方で、かつ、当社の申込み条件を十分に理解し、受入国の法規ならびに受入校の規則を遵守できる心身共に健康な方に限ります。

第11条 20歳未満の方がお申込みになる場合、お申込書に親権者の署名が必要です。

第12条 心身に障害のある方および申込み時に健康を害している方のお申込みについては、可能かつ合理的な範囲でこれに対応します。その場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます場合もあります。留学生活に支障があると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

第13条 締切日以降、またはそれ以前であっても手続きが不可能と当社が判断した場合は、お申込みをお受けいたしません。ただし、学校によっては、締切日以降でも定員を満たしていない場合、お申込みを受け付けられることがあります。ご希望の場合は、まず当社にて学校への状況確認を行ないます。受け入れ可能であった場合は、必ず当該校への入学手続代行をお申込みいただくことが前提となります。学校が受け入れを認めたにもかかわらず、お申込みにならない場合は、違約料として入学手続手数料と同額を支払います。受け入れ不可能であった場合は、その限りではありません。

第14条 規定外の条件での入学申請、たとえば学校が定める入学資格（年齢、学歴など）に適合しない方の申請、開講日より遅れて参加することが明らかな方の申請などは、当社にて事前に入受け入れの可否につき学校側に確認のうえ、受け入れが認められた場合のみお申込みを受け付けます。

第15条 次に定める事由のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

- ① お申込者が日本及び受入国の法令もしくは公序良俗に反する行為や語学研修の円滑な実施に支障をきたす行為を行う恐れがあると当社が判断したとき。
- ② お申込者が未成年の場合で、親権者の同意がないとき。
- ③ 希望する学校のお申込み手続期限あるいは留学開始日までに、必要な手続きを完了できる見通しがないと当社が判断したとき。
- ④ お申込書その他書類に記載事項ならびに当社に申告していただいた事項において、虚偽があったとき。
- ⑤ 当社が指定する期日までに入学手続手数料または必要費用を支払わないとき。
- ⑥ その他当社の業務上の都合があるとき。

(5) お申込みの方法

第16条 当社指定の申込書に必要事項をご記入の上、申込金として入学手続代行料を添えてお申込みください。必要事項が記入された申込書と定められた入学手続代行料を当社が受理し、当社が申込みを承諾したとき、当サポートサービスにおける入学手続代行契約が成立します。

第17条 お支払いいただいた入学手続代行料は、留学の取消し、当サポートサービス利用の取消しが発生した場合、契約日から起算して8日目までは全額を返金いたします。また9日目以降の取消しは、第18条に掲げる事由によるものを除き、その全額を取消料に振り替えます（第36条参照）。

第18条 お客様の希望する学校が定員に達している方が許可されなかった場合に限り、入学手続代行料から、既に支払いが完了している支払い先から返金ができない費用を差し引いた金額を払戻します。

第19条 締切日を過ぎた場合でも学校側の受け入れが可能であれば、通常の入学手続手数料に加え、緊急手続手数料をお支払いすることによって、お申込みを承ることがあります。

第20条 お申込み後における個別の要望の依頼、またはお申込み時の要望の変更など、学校への連絡が必要となる場合には、第30条⑤に定める通信費を申し付けます。

(6) 渡航手続

第21条 当社はお客様の希望により留学に必要なビザの申請を代行します。ビザ申請代行を承る場合、第30条①に定める手数料を申し付けます。

第22条 お客様自身でビザを申請したことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。また、そのことにより予定通りの留学が不可能となった場合においても、その責はお客様に帰属します。

第23条 当社はお客様の希望により留学に際して利用する航空便のご案内と航空券の手配をします。

第24条 お客様ご自身で航空券を手配したことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。また、それにより予定通りの留学が不可能となった場合でも、その責はお客様に帰属します。

第25条 学校の諸事情により、ビザ取得に必要な書類が期日までに届かず、その結果としてビザ申請が緊急申請となり、予約した航空便の変更が必要となる場合があります。お客様がご自身で渡航手続をおこなっている場合において、前述の事由により発生する緊急申請料金、航空便予約変更手数料などの諸費用はお客様の負担となります。

(7) 料金

第26条 第4条に規定する留学の種類ごとの入学手続代行料は別項料金表に基づきます。

第27条 第26条に述べた入学手続代行料は、当社が別途告知する規定により、割引の設定をおこなう場合があります。

第28条 教材費、ワークブック代などは、現地到着後、学校の定める方法により学校へ直接お支払いください。

第29条 学校への申請料、滞在先手配におけるデポジットなどを当社が立て替えて事前送金した場合、その実費を別途申し付けます。

第30条 お申込み後に、当社がお客様からの依頼により行なうサービスに対しては、以下の通りその料金を定めます。

- ① 航空券が当社が手配した場合、当社が定める当該航空運賃。
 - ・時期、区間、航空会社などにより、運賃は異なります。
- ② 学校到着までの韓国国内の交通、宿泊の手配を当社に依頼された場合、当社が定める当該サービスの料金。

- ③ お客様のために通常の手続代行では生じない通信を行なった場合、その通信費として1件につき5,000円を申し付けます。
- ④ お客様の都合による変更が発生した場合、第32条に定める変更手数料。
- ⑤ 「オプション」としてパンフレットその他に掲載しているサービスについては、当該記事に定めている料金。

第31条 お客様自身に起因するやむを得ない事情により、当社はお客様またはその親族の求めにより必要な手配を承る場合があります。これにより発生する諸実費ならびに手数料はお客様もしくは親族の負担となります。

(8) 契約内容の変更

第32条 お申込み後にお客様の都合により、学校またはコース（プラン）の開始時期を変更するときは、変更手数料として10,800円を申し受けることにより、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。ただし以下の条件を満たす場合に限りです。

- ① 1回目の変更であること。
- ② 変更する先が決定していること。また、変更前の学校に既に支払いが完了していて学校からの返金がないこと。また、変更前の学校から取消料の請求があった場合もお客様のご負担となります。

(9) お客様による契約の取消し

第33条 お客様はお申込みの後も、取消料および既に発生している実費を支払うことにより当サポートサービスの契約を取消することができます。その際、学校の規定による取消料や既にサービスを開始または完了している入学手続代行以外の手数料および実費ならびにそれに関する取消料がある場合は、その費用もお客様の負担となります。なお、契約日から起算して8日目までは、当社は取消料を収受することなく、お取り消しに応じます。

第34条 お申込み後にお客様の都合により当サポートサービスの契約をお取り消しになる場合は、書面にて当社までお知らせください。当社が書面を受け取った日が、取消し成立日となります。電話での取消しはお受けできません。

第35条 当サポートサービスの取消料は別項に定める料金金額となります。

第36条 契約の取消しに伴う返金に必要な手数料（振込手数料など）などの実費はお客様の負担となります。

第37条 当社が入学申請手続を開始している場合において取消しをするときは、既に学校に支払った出願料、学費のデポジットなどは学校の規定により返金はいりません。お客様の負担となります。また、学校より取消料の請求があった場合もお客様の負担となります。

第38条 留学開始後の期間短縮、途中退校の場合、学校からの費用の払い戻しは各学校が定める返金規定に準じます。また、既にお支払いいただいている入学手続代行料ならびにその他サポート費用の返金もできません。

第39条 航空便の手配を当社に依頼された場合は、別に定める航空券の取消料をお支払いいただきます。

第40条 第35条から第40条に掲げるお客様が負担すべき費用に関して、当社が未だお客様から買受けしていない場合においても、お客様はその支払い義務を負い、当社の求めに応じ当該金額を支払わなければなりません。

(10) 当社による契約の解除

第41条 当社の指定する期日までにお客様が入学手続代行料または必要費用を支払わないときは、当社はお申込みを解除することがあります。この場合、お客様は以下の費用を支払わねばなりません。

- ① お申込時に支払うべき所定の入学手続サポート料
- ② 第36条から第38条に述べた費用
- ③ 第39条に該当する場合はそこに規定する費用

第42条 当サポートサービスによる契約を履行中において、第15条に掲げるお申込みをお受けできない事項が発生または判明したときは、当社はお客様の申込みを解除することができます。その場合、お客様は第41条と同様の費用を支払わねばなりません。

(11) 当社の免責事項

第43条 以下に掲げる理由に該当する場合、当社はその責を負いません。また、それによってお客様が被った損害に対して一切の責務を負いません。

(入学手続について)

- ① 日本における学業成績がお客様の希望する学校の規定に達しないため、学校が入学を不許可にしたとき。
- ② 日本での現職もしくは職歴が問題となり、学校が入学を不許可にしたとき。
- ③ お客様が希望する学校が定員に達していないため入学できないとき。
- ④ お客様が希望する学校の滞在施設が定員に達しているため学校側が受け入れを止められたとき。
- ⑤ 当社が正当に当サポートサービスの契約に基づくサービスを履行しているにも関わらず、現地学校側の明らかにミスにより、入学手続代行が留学開始日までに完了できなかったか、入学許可証が必要な期日までに到着しなかったとき。
- ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災難、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の政令もしくは命令による規制、郵便の事情などにより、入学手続代行が留学開始日までに完了できなかったか、入学許可証が必要な期日までに到着しなかったとき。
- ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災難、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の政令もしくは命令による規制などにより、お客様が授業開始希望日までに学校に到着できなかったとき。
- ⑧ 入学許可が出されたにもかかわらず、学校が開鎖されたか、学校側の都合により許可されたコースが実施されなかったとき。
- ⑨ お客様の事情や所轄の旅行事務所、訪問国査証発給窓口、関係国政府の事情により、旅券またはビザが出国予定日までに取得できなかったとき。
- ⑩ お客様に起因する事由により、旅券またはビザの発給を拒否されたとき、および訪問国への入国を拒否されたとき。

(滞在先手配について)

- ⑪ 当社が関与しない事由により、お客様が滞在先を退出、もしくは変更する場合。

第44条 第43条の①項から⑩項に掲げる事由において入学が不許可になったお客様が、お申込みの変更する場合は、最初のお申込みコースの開始日より起算して1年以内に当社に申し出ることとを条件に、当社は変更手数料を申し受けることなく手続きを行ないます。また、第43条に掲げる事由が発生し、そのことによりお申込みの学校を変更せず、当サポートサービスの契約を取消す場合に限り、既に支払った入学手続手数料および所要実費を返金することはできません。

第45条 学校が指定する期間より早く（もしくは遅く）学校に到着した場合において、学校の入寮、登録手続および外国人登録の申請手続きならびにビザの延長手続きおよびそれにより生じた事態に対して、当社はその責を負いません。

第46条 ビザの申請、航空券の手配をご自身でされたことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。

第47条 日本を出発してから学校へ到着するまでの間に、個人的に旅行をする場合、当該旅行期間の全てに関しては当社はその責を負いません。

第48条 当サポートサービスは、この韓国個人留学サポートサービス約款に記載された範囲内でサービスを提供するものであり、出発後の現地での個人生活、学校生活およびその中でお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負いません。また現地からコレクショナルによるお問い合わせは、原則として受け付けません。

第49条 滞在先はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意または過失により、受入国の法令ならびに受入校および滞在先の規則等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為を行った結果生じた責任、損害等は、全てお客様に帰属するものであり、当社はその責を負いません。また、それらの行為により当社が損害を被った場合は、当社はお客様に対し損害賠償を請求します。

第50条 当サポートサービスは、学校から送られてくる最新の資料に基づいて実施されますが、お申込み後、学校の事情により、授業内容、滞在先、留学費用などについて変更があった場合、当社はその責を負いません。

(12) 当約款の効力

第51条 当約款は2016年6月1日以降に開始するコースに2017年4月1日以降にお申込みになられたお客様から適用されます。これに該当しないお客様は旧約款を適用することとなります。